

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
令和6年度南西地域における借上げ 船舶の運行に関する輸送役務	防 衛 大 臣 承 認	年 月 日
	作 成	令和6年 3月19日
	変 更	年 月 日
	作 成 部 隊 等 名	西部方面総監部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、令和6年度南西地域における陸上自衛隊の部隊が借上げ船舶を使用する際の発注及び運航に関する輸送役務について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1 借上げ船舶

自衛隊の貸切り運航が可能なRORO方式による車両の乗下船が可能な船舶であり人員、車両等を同時に輸送できる船舶であること。

細部は別紙第1「運航船舶の性能基準」による。

1.2.3 各港湾

別紙第2「運航航路一覧（基準）」に定める使用港湾

1.2.4 部 隊

船舶に乗船する人員及び車両（積載品等含む。）

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

官側の指定する航路における装備品及び補給品の海上輸送及びそれに伴う発注受付並びに受渡に関する業務を実施する。

2.2 役務の内容

2.2.1 発注受付に関する業務

2.2.2 運行に関する業務

- a) 運航準備に関する業務
- b) 各港湾における荷役
- c) 海上輸送間における業務

2.3 輸送役務の細部要領

2.3.1 船舶の性能等

運航船舶は、別紙第1「運航船舶の性能基準」に定める基準を満たす船舶とする。

2.3.2 運航航路

部隊を別紙第2「運航航路一覧（基準）」で示す全ての各港湾間において輸送する。

2.3.3 発注受付に関する業務

業者側は、官側の発注に基づき、指定した航路において官側より受領した装備品及び補給品等を航路輸送するものとする。

2.3.4 装備品及び補給品の引き渡し

輸送内容の送付様式については、別紙第3「輸送申込書」による。

2.3.5 運航に関する業務

a) 運航準備に関する業務

- 1) 各港湾における使用岸壁及び使用地域は業者所定
- 2) 官側の発注に基づく各港湾の使用に係る各種申請等を実施
- 3) 岸壁保護の処置については、各港湾の港湾管理者の指導に基づき実施
- 4) 運航計画の作成及び提出（様式随意）

b) 各港湾における荷役

- 1) 人員及び車両数の確認
- 2) 車両の誘導等
 - a 各港湾における船外の誘導は官側が実施し、船内（ランプウェイ含む。）の誘導は業者側が実施
 - b 船内（ランプウェイ含む。）の誘導において業者側からの要請があった場合には、協議により部隊が甲板内の積載位置の事前確認を行い官側が実施
 - c 車両の乗下船は、官側の操縦によるロールオン・ロールオフ荷役を実施
 - d 船内において、けん引車を切り離した場合は業者側の示す位置へ官側が移動
- 3) 船内における車両の固縛及び解縛
ベルトの金具が車両と干渉する際は、あて布等の処置により車両の損傷を防止

c) 海上輸送間における業務

発注に基づく期間及び区間の運航

3 監督・検査

監督及び検査は、GLT-CG-Z000001の3.2による。

4 その他の指示

4.1.1 連絡先一覧の提出

輸送役務の実施に必要な連絡先を、契約締結日までに西部方面総監部装備部（後方運用課長気付）に提出する。

4.1.2 荷役の細部調整の実施

出港又は着港日までに、官側と荷役要領等の細部調整を実施し、必要により官側が主催する荷役調整会議に参加、実施場所等については相互調整による。

4.1.3 情報保全処置, 安全管理及び不測事態対処

a) 情報保全処置

本契約に基づく輸送役務の履行間において知り得た情報（品目、数量、構造、性能、輸送区間、自衛隊の行動に関する事項等）の流失を防止する。

b) 安全管理

事故の未然防止のため、役務の履行間における安全管理組織を確立

c) 不測事態対処

1) 気象等により船舶の遅延及び運航困難な状況が生起した場合は直ちに報告する等、速やかに対処する。

2) 報告内容

a 発生した日時及び場所

b 現地調整者（所属、氏名及び連絡先）

c 状況（不測事態を解明するための写真等を含む）

d 発生の原因

e 調査要領（調査組織、調査の流れ、査場所、調査内容）及び調査日程

f 傷病者発生時の応急処置状況

g その他、本仕様書に記載のない事項は別途協議する。

4.1.4 役務履行間における責任

乗船完了後に操縦手が車両を業者側に引き渡した時点から、港後において下船のために車両操縦を開始するまでの間の損傷は業者側の責任とするも状況により別途協議とする。

4.1.5 役務履行が困難な場合

官側の発注を受けた後、官側の要望する時期に役務履行が困難な場合は、その理由を説明するものとする。

4.1.6 その他、本仕様書に記載のない事項は別途協議する。

運 航 船 舶 の 性 能 基 準

項 目	最低基準
船舶諸元	○ 別紙第 2 「運航予定航路一覧（基準）」に示す港湾への出入港が可能
人員輸送	○ 人員 1 2 0 名以上の乗船が可能
車両輸送	○ 大型トラック（8 m未満、非けん引）が 1 0 両以上、または特大型トラック（1 1 m未満、非けん引）が 8 両以上、またはセミトレーラ（1 8 m未満、幅 3 . 3 m）が 5 両以上の積載が可能 ○ ロールオン、ロールオフ方式による自走での積載卸下が可能
その他	○ 積載貨物総重量 2 0 0 t 以上

運 航 航 路 一 覧

連番	発(着)地	着(発)地
1	福岡県 (博多港) 熊本県 (熊本港) 鹿児島県 (鹿児島港)	奄美大島 (名瀬港)
		喜界島 (湾港)
		沖縄本島 (那覇港、中城港)
		宮古島 (平良港)
		石垣島 (石垣港)
		与那国島 (久部良港、祖納港)
2	大分県 (大分港、別府港)	奄美大島 (名瀬港)
3	沖縄本島 (那覇港、中城港)	宮古島 (平良港)
		石垣島 (石垣港)
		与那国島 (久部良港、祖納港)
4	宮古島 (平良港)	石垣島 (石垣港)
		与那国島 (久部良港、祖納港)
5	石垣島 (石垣港)	与那国島 (久部良港、祖納港)

輸 送 申 込 書

区分	人員及び車両	荷姿	人員又は車両数量計	幹部	曹士	車両緒元				発港日時 (発地)	着港日時 (着地)	備考
						長さ (m)	幅 (m)	高さ (m)	重さ (kg)			
	人 員									●●港 ○/◇ □□□□ (発駐屯地)	□□港 ○/■ △△△△ (着駐屯地)	○ 車番等はこの欄に記入し、収まらない場合は乗船車番一覧表及び乗船者名簿を別途添付 ○ 各港湾における荷役の範囲を別に示す場合は、この欄に記載
	車 両 (車種毎記載)											
合 計			人員									
			車両									

